

知事が保有する個人情報の保護に係る事務取扱要領（抄）

第11 審議会への意見の聴取

1 意見の聴取の申込み

- (1) 条例の規定により審議会に意見を聴く必要があるときは、担当所属は、事前に行政経営管理課に協議の上、次の意見聴取事項の区分に応じ、当該各区分に掲げる事項を記載した書面を作成し、その書面を行政経営管理課に提出して申し込むものとする。

ア 要配慮個人情報の取得制限の例外事項（条例第5条第3項第3号関係）

- (ア) 個人情報取扱事務の概要
- (イ) 取得しようとする個人情報
- (ウ) 個人情報の利用目的
- (エ) 取得しなければならない理由
- (オ) 取得する時期

イ 本人からの取得原則の例外事項（条例第5条第4項第8号関係）

- (ア) 個人情報取扱事務の概要
- (イ) 本人以外から取得しようとする個人情報
- (ウ) 個人情報の利用目的
- (エ) 本人以外から取得しなければならない理由
- (オ) 取得する時期

ウ 目的外の利用又は提供の制限の例外事項（条例第10条第2項第7号関係）

- (ア) 個人情報取扱事務の概要
- (イ) 目的外に利用又は提供しようとする保有個人情報
- (ウ) 当初特定した利用目的
- (エ) 目的外の利用又は提供の目的
- (オ) 目的外に利用又は提供しなければならない理由
- (カ) 利用又は提供の時期

エ オンライン結合による提供の開始（条例第11条第2項関係）

- (ア) 個人情報取扱事務の概要
- (イ) オンラインシステムの概要
- (ウ) セキュリティ措置の概要
- (エ) オンライン結合により提供しなければならない理由
- (オ) オンライン結合による提供の開始の時期

オ 個人情報取扱事務の登録の適用除外事項（条例第13条第7項第4号関係）

- (ア) 個人情報取扱事務の概要
- (イ) 適用除外措置が必要な理由

- (2) 担当所属は、上記(1)の申込みに当たって、その他必要な資料があるときは、行政経営管理課に提出するものとする。

2 意見の聴取の手続

行政経営管理課は、上記1による申込みを受けたときは、適宜とりまとめを行った上で、審議会に諮るものとする。

また、担当所属は、必要に応じ、審議会において当該意見聴取事項に関する説明を行うものとする。

3 審議会における意見の通知及び公表

意見聴取事項について、審議会の意見がまとまったときは、行政経営管理課はその内容を担当所属に通知するとともに、県のホームページに掲載することにより公表するものとする。